

「水防災教育学生サポーター制度」 の活用による、水災害の自分事化の促進

西崎 想真

元 中部地方整備局 静岡河川事務所 流域治水課（〒420-0068 静岡市葵区田町3-108）

現 中部地方整備局 新丸山ダム工事事務所 調査課（〒505-0301 岐阜県加茂郡八百津町3351）

静岡河川事務所では、「地域住民の迅速な避難と被害の最小化に向けた防災意識の向上のための取組」の一つとして、小中高等学校における水防災教育の取組に力を入れている。その一環で、教員負担をできるだけ軽減しながら水防災授業を支援するため、静岡大学と連携して「水防災教育学生サポーター制度」を創設した。大学や学校教員と連携した教材づくりや制度を活用した水防災授業の実施により、授業を行う大学生と受講生の双方において、水災害の自分事化や水防災を通じた社会貢献意識の醸成等に繋がっている。

キーワード 水災害，学校防災教育，水防災教育学生サポーター制度

1. はじめに

社会全体で減災に取り組む「水防災意識社会」の構築には、自然災害に対する心構えと知識を備えた個人を育成する防災教育を学校現場で浸透させ、一人一人が災害時において命を守るための適切な避難行動をとる能力を養う仕組みが不可欠である。

平成27年に策定した「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、各整備局等と教育委員会等は連携して防災教育が充実されるよう取り組みを強化し、平成29年には大規模氾濫減災協議会(以下「協議会」という。)が主体となって、防災教育の充実について連携・協力して実施する方向性が示された。

静岡地域と志太榛原地域では、国・県・市町等をメンバーとする静岡地域大規模氾濫減災協議会及び志太榛原地域大規模氾濫減災協議会(以下「減災協議会」という。)を設置し、この両協議会共通の作業分会として学校防災教育分会を設置、減災協議会にて力を入れる取組の1つとして検討・取組促進を進めている。静岡河川事務所では、学校防災教育分科会の主務を行う機関として、静岡大学や学校教員と連携し、小・中・高等学校向けの教材作成、学校における水防災授業支援を行っている。

2. 水防災教育学生サポーター制度について

(1) 制度の設立経緯と趣旨

静岡河川事務所では、水防災授業支援として、教材作成や、職員による授業支援等を行っているが、実施にあたり、静岡大学現代教育研究所の山本准教授に取組開始時から手厚く協力・支援いただいている。令和2年度には、静岡大学の学生が大学の授業で検討した、マイ・タイムラインの作成やナッジ理論を活用した避難促進に関するワーキングをベースとし、高等学校向け教材を作成し、この教材を活用した高校での試行授業を行った。この授業では、まず有志の高校生に対し、静岡大学の山本准教授が主となって事前授業を行い、この事前授業を踏まえて、今度は有志の高校生自身が授業の流れを自分達で組立て、クラスの生徒に対して授業を実施した。静岡大学の学生は、事前授業中のグループワーキングでの補助や高校生自身が授業構成・整理を行う際のサポートを行った。

この令和2年度の取組を機に、「学生が水防災授業を支援する仕組み」を静岡大学とともに検討し、「水防災教育学生サポーター制度」を設立した。令和2年度からの制度設計や実施の流れの検討・調整を経て、令和3年9月に調印式を行い、静岡大学現代教育研究所との協定が締結された。オンライン調印式では、同研究所所長からは「実践的な取り組みを教員養成課程で行えるのは画期的だ」というコメントもいただき、大学としても新しい取組であることが示唆された。

「水防災教育学生サポーター制度」は、教員志望の大学生が、学校での水防災教育授業において教員のサポー

また、事務所や行政側としても、防災教育関連業務に従事する職員数の不足の解消や、大学や学生への防災の取組への理解促進等のメリットがある(図-1)。



(2) 地理総合における水防災授業

高等学校学習指導要領の改訂（平成30年告示）により、令和4年度から高校において「地理総合」が必修化されることとなった。地理総合では、自然災害や地理情報システム（GIS）を扱うことから、地形と水害の関係性やハザードマップ等の情報の取り扱いなど、水防災教育とは親和性が高い。

令和5年度には、静岡県立駿河総合高校の地理の教員とも連携し、安倍川の沿川の地形を題材に、水災害リスクや上中下流毎の社会特性の違いをふまえた、ソフト・ハードの対策を考える授業のためのワークシート型教材を開発した(図-6、令和7年度に内容を一部改定)。この教材は、グループワークを中心とした授業において、テキスト内容からヒントを得て各自の考え方やグループで話合ったことなどをワークシートに記載するものであり、教員が新しい知識をふまえて「講義」を行う内容ではないことから、地理の専門ではない教員であっても活用することも可能である。



図-6 地理総合における水防災授業用テキストイメージ（上）
とワークシートイメージ（下）

令和5年度に教材を扱った授業を実施したところ、高校生自身の生活圏以外の地域（主に下流域の市街地に居住している生徒が多いため、上流や中流地域）について、地形や社会特性（その地域に住む人々の生活の仕方やコ

コミュニティの様子)をイメージすることが難しい様子がうかがえた。

そこで、令和6年度には、静岡大学と学生の協力により、特に上流や中流地域の地形の様子をイメージしやすくするためにドローンによる空撮動画（図-7）を用意したり、中流地域の住民にインタビューを行い、生活の様子や防災意識についてのコメント（図-8）を得るなど、サポーター制度活用授業の一環として、用意した素材をもとに地域ごとの様子を紹介する授業を実施した。



図-7 ドローンで撮影した安倍川中流域の河岸段丘（動画）

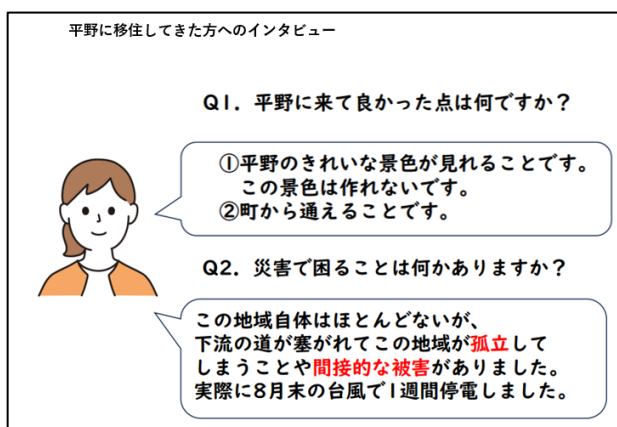


図-8 地域住民へインタビューした内容の紹介
(サポーター授業用スライドより)

さらに令和7年度には、静岡大学の学生自身が、テキストを活用した講義内容を検討し、講義用のスライドや講義用ワークシートを作成して、サポーター制度を活用した授業を行った。講義用のスライドでは、地形ごとの水災害のイメージをより伝えやすくするため、類似の地形における災害動画を収集・活用しており、受講した高校生からは「動画を使っていてわかりやすかった」、また、担当の地理の教員からは「(安倍川の各地域と)類似の地形での災害映像を収集いただいたことでイメージしやすかった」等のコメントをいただいた。

4. 制度を活用した授業における効果等

(1) 受講生向けアンケート結果より

令和7年度に実施したサポーター制度を活用した授業について、受講した高校生に対しwebアンケートを実施した。

授業の主目的は、地域ごとの地形・生活環境・災害時の課題などの違いをイメージしやすくすることである。アンケート（図-9）では、9割以上の受講生が、地域ごとの違いについての理解や考えが深まったと回答している。

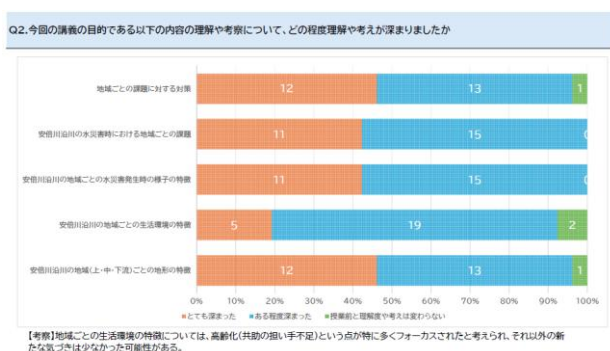


図-9 地域ごとの違いに対する理解等の深度化について

テーマに関しては、「身近な場所（安倍川）についての授業だったため、そこで起きる災害をより身近に感じることができ、自分のことのように考え、より授業に深みが出た」「地元の地形に関して知ることができ、興味が湧いた」という意見もあり、授業を通じて災害の自分事化に繋がられる効果もあったと推察される。

また、授業の運用として、グループワークにおいて大学生が机間指導（グループの話し合いの状況などに応じたアドバイス等）を行っており、アンケートでも「一人ひとりに寄り添ってくれてわかりやすかった」「アドバイスをくれたから意見がだしやすかった」などの意見もあったことから、複数人の学生がサポーターとして対応することにより、グループワークの話し合いにおいて、一般的な教員1名による授業よりもより手厚くサポートできることは、本制度の効果と言える。

(2) サポーターによる活動報告より

サポーター役を担った学生からのコメントでは、「今後教職を目指すうえで早い段階で生徒の前に立って授業をしたことは貴重な経験であり、今後のモチベーションにもなった」「1番良かったのは授業づくりの大変さを知ったこと」など、経験として有意義であったことがうかがえた。

また、「今後の活動において、自分たちの住む地域（近所）の水防災について、水災害が起こった時に、どこに、どのように避難すべきか、またその際の注意点な

どを各自で考えさせる授業（可能であればフィールドワーク）があればより良いと思った。」という言及もあり、地理総合の今後の展開において注目されているフィールドワークに繋がる可能性も示唆された。

5. 事務所が取り組む今後の防災教育の方向性

(1) 減災協議会構成員との連携・展開方策

水防災教育の展開は、前述のとおり、減災協議会としての取組であり、広く展開するためには、県・市とも連携していくことが必要である。一方で、平成29年以降、水防災教育は各機関がそれぞれの方法で対応・仕組み化しているのが実態であり、その取組方や啓発の内容について統一化等を図ることは現状では現実的ではない。そこで、様々な教材や取組方で展開する仕組みはそのままとしながらも、「共通的に伝えたい・普及したいこと」を改めて設定し、それぞれ展開している授業等の機会で浸透させることを共通的に展開することを想定している。

「共通的に伝えたい・普及したいこと」の1点目は減災協議会の目的に照らし、『施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する』こととし、2点目は「令和元年台風第19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難の在り方について（報告）令和2年3月 中央防災会議防災対策実行会議」にも示された「自らの命は自らが守る」という方向性をふまえ、『事前の備え・早めの避難行動により、自らの命は自らが守る』こととし、減災協議会の多くの構成員からは異議なしとの回答をいただいている。

実際にどのように、これらの「共通的に伝えたい・普及したいこと」を各機関で浸透させるかについては、減災協議会の場での事例紹介や個別での認識のすり合わせ等を通して具体化していくことが必要である。

(2) 水防災教育のテーマの拡張

これまでの教育内容は、水防災教育として、洪水のみを扱ったものが主であったが、令和6年能登半島での地震・大雨による複合災害の発生を踏まえ、砂防や海岸も管轄する当事務所としては、複合災害の危険性の啓発も行っていく必要がある。

令和8年度は、これまでに発生した複合災害の知見などもふまえ、当該地域を題材とした複合災害を啓発するための教材開発も予定している。

(3) 水防災教育学生サポーター制度の拡大

これまで静岡大学のみと協定を結びサポーター制度を活用しているところではあるが、より広域に水防災教育を展開していくには協定先を増やし、本制度による活動範囲を広げることも重要と考えられる。

どのように連携先を増やしていくかは今後、検討を進めていく予定である。

6. おわりに

サポーター制度を活用した水防災教育を進めてきたことにより、授業の内容はより静岡・志太榛原地域の特徴を踏まえたものになってきた。これにより、サポーター役の学生と授業を受けた生徒の双方が、自分たちの住む地域で起こり得る水災害、及び必要な対策をイメージしやすくなったことで、災害の自分事化を促進することができている。

水防災教育は、当該地域の流域治水プロジェクトにも位置付けられており、水害リスクや対策を自分事化するためにも継続的に実施し推進していきたいと考えている。

謝辞：最後に、これらの取組の実施にあたりご協力いただいた、静岡大学地域創造教育センターの山本隆太准教授をはじめ、取組へ参画いただいた大学生の皆さん、試行授業実施にあたりご協力いただいた各校の先生方、各関係機関の皆様に、感謝の意を表します。